平成２３年（フ）第４１１号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目1075番地11
債務者　齋藤　君江
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
群馬県前橋市高花台２丁目23番地　ＲＮ―303号
債務者　生形　清一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町808番地２
債務者　佐野美喜代
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
群馬県前橋市総社町総社3588番地３　ユニメント松田202号
債務者　本間　美保
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
愛知県安城市今池町１丁目７番14号　第２杉明荘102
債務者　田中　和敏
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
香川県高松市下田井町615番地15
債務者　鈴木　幸雄
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後２時
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６３６号
川崎市多摩区菅１丁目８番35―203号
債務者　清野　和子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
川崎市多摩区宿河原３丁目17番10号　メゾンドミール101、前住所川崎市宮前区南平台10番22―603号
債務者　大住　健司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
川崎市川崎区貝塚２丁目４番７―１号
債務者　大堀　由子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８６号
川崎市川崎区大島５丁目８番13号　セカンドフジ荘206、前住所川崎市川崎区大島４丁目２番６号　大恵ビル202
債務者　長山　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８９号
川崎市多摩区長尾７丁目３番８号　第２新開荘202
債務者　小松本　勇
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
川崎市中原区井田１丁目20番７号　ベルハイツ203
債務者　和田　克己
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
静岡県浜松市北区初生町978番地の６
債務者　加納　優希
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
静岡県磐田市上大之郷104番地２　コーポミノリ201号室、前住所静岡県磐田市国府台36番地20　秋葉ビル２Ｆ北
債務者　渋谷　　勉
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１９２号
千葉市稲毛区天台町200番地の29
破産者　吉池　京子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係